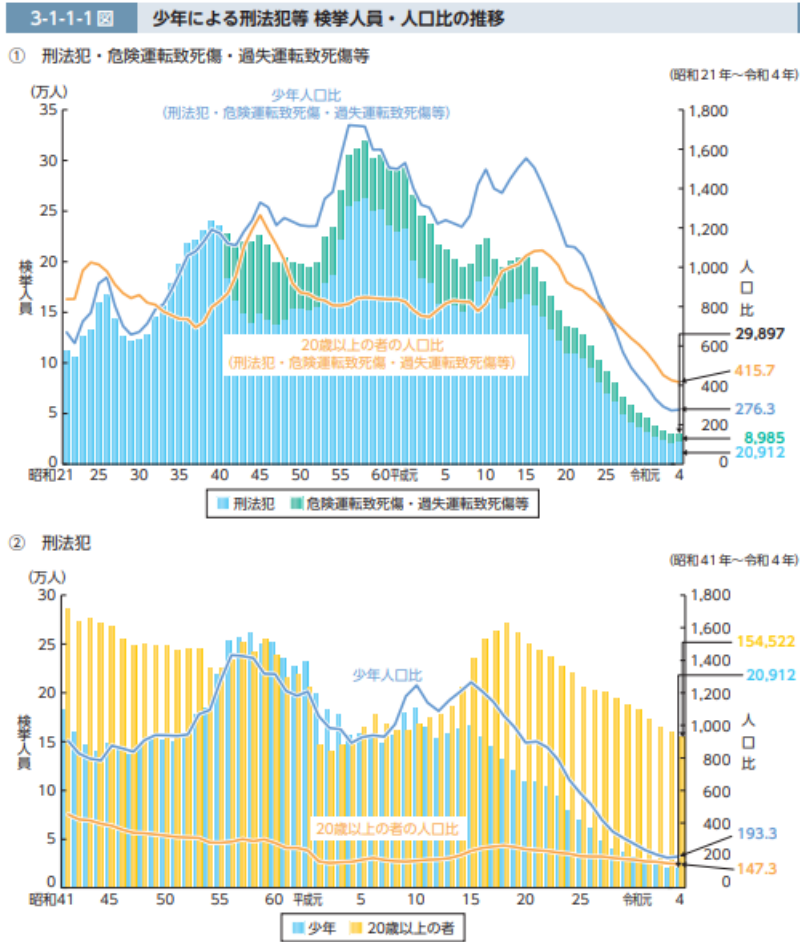


1 少年刑法犯等の検挙人員

少年非行<sup>1</sup>の大部分は刑法に触れる行為をした場合である。そこで、少年非行の全体的な推移をみるために、少年による刑法犯等の検挙人員をまとめた図 1 をみよう。

図 1 （犯罪白書 2023 年版 3-1-1-1 図）少年刑法犯等検挙人員・人口比の推移



注 1 警察庁の統計、警察庁交通局的資料及び総務省統計局の人口資料による。  
2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に 20 歳以上であった者は、20 歳以上の者として計上している。  
3 触法少年の検挙人員を含む。  
4 「少年人口比」は、10 歳以上の少年 10 万人当たりの、「20 歳以上の者の人口比」は、20 歳以上の者 10 万人当たりの、それぞれの検挙人員である。  
5 昭和 40 年以前は、道路上の交通事故に係らない業務上（重）過失致死傷はもとより、道路上の交通事故に係る業務上（重）過失致死傷についても、「刑法犯」に含めて計上している。  
6 ①において、昭和 45 年以降は、過失運転致死傷等による触法少年を除く。

2 少年による刑法犯検挙人員の内訳

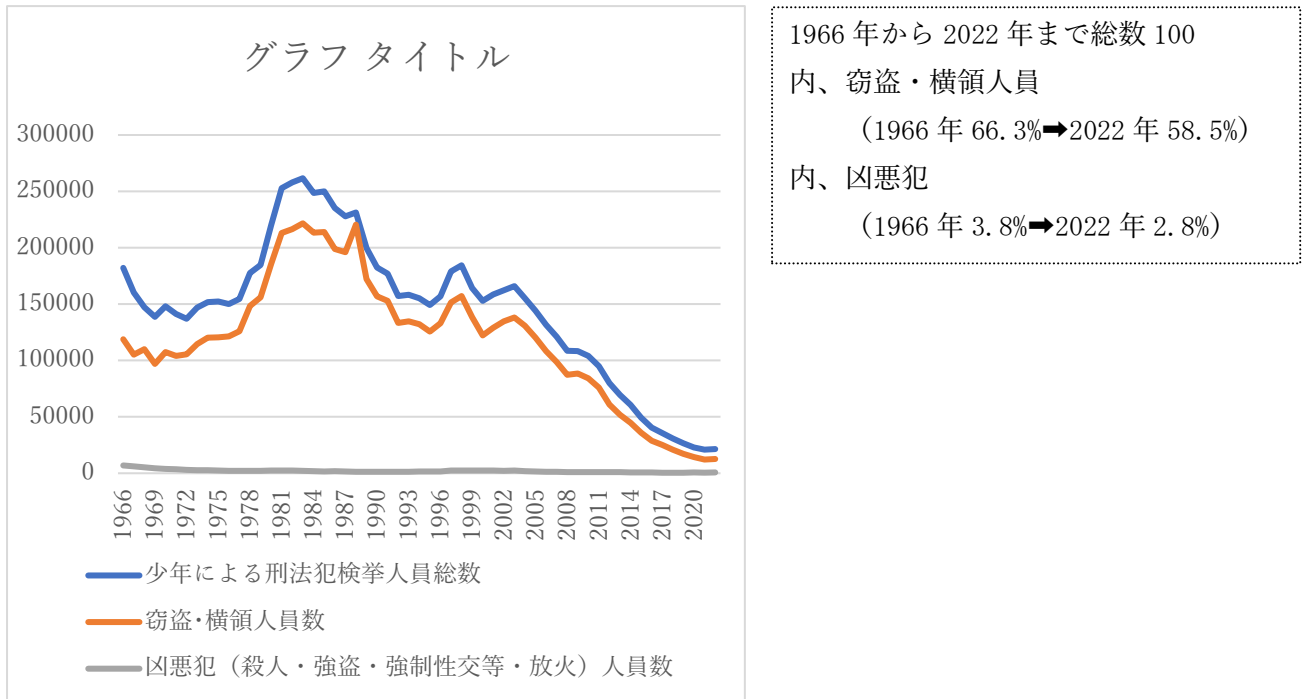
・少年非行の大半は窃盗・横領・少年非行の増減はその検挙人員で左右される

図 2 少年による刑法犯検挙人員の内訳（比率）

（暦年の犯罪白書より作成・ただし 2015 年版まで「少年による一般刑法犯検挙人員」という表記で数

<sup>1</sup> 「非行」という概念は少年法 3 条の対象である「犯罪少年」「触法少年」「虞犯少年」を総称したもの。少年法は「犯罪」といわず「非行」という。もっともこの資料は主に警察の統計であり、「虞犯」も入っていない。

値が出されていた）【※凶悪犯＝殺人・強盗・強姦（強制性交等）・放火（未遂含む）】

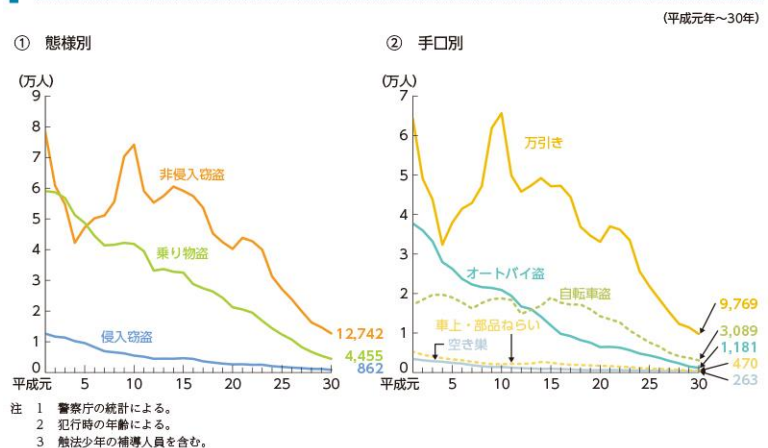


窃盗・横領の比率は2010年まで80%超えがずっと続いていたし、凶悪犯も2006年から2011年まで1%以下が続いた。しかし、最新データでは総数100%中、少年による刑法犯検挙人員に占める凶悪犯の割合は（1966年3.8%→2022年2.8%）であり高まっている。他方、窃盗・横領（占有離脱物横領）の割合は（1966年66.3%→2022年58.5%）と比率が低まっている。尚、[図2](#)における「横領」の昨今の数値はその大部分を占める「占有離脱物横領」で計算している。

少年刑法犯総数が極度に少なくなる中、窃盗・横領が占める比率が低まり、凶悪犯罪の比率が高まっていると判断される。ただいずれにしても少年刑法犯検挙人員は、依然として窃盗・横領の検挙人員数が過半数を占め、窃盗・横領の増減で左右されることがわかる。→[図3](#)

[図3](#)（犯罪白書（2019年版 2-2-1-10図）のように、窃盗犯の中心を占めているのは万引き・自転車盗・オートバイ盗。これらは警察官による街頭活動に大きく左右される。

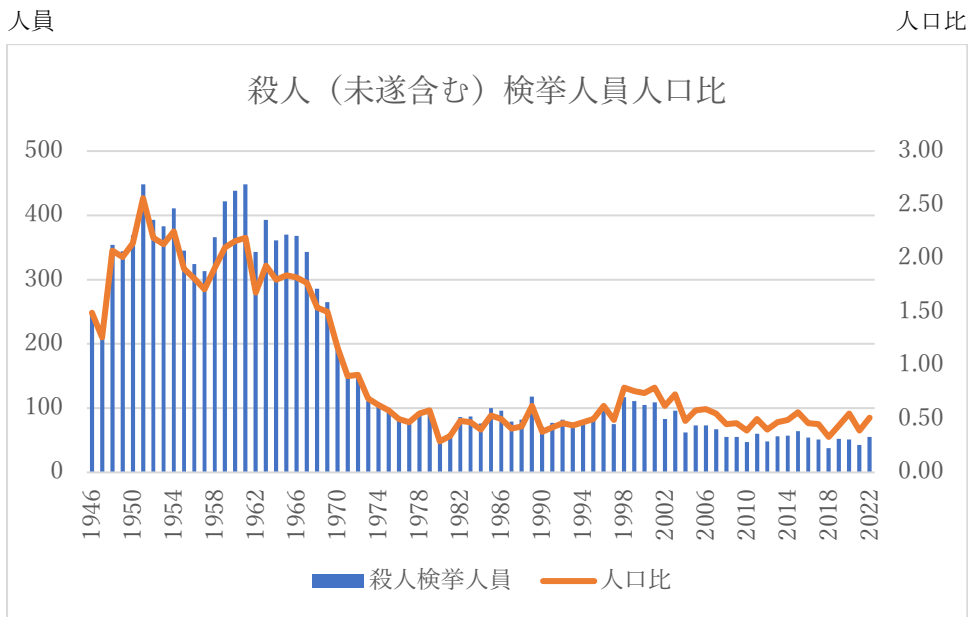
2-2-1-10図 少年による窃盗 検挙人員の推移（態様別、手口別）



### 3 凶悪化はあるのか

[図2](#)にあるように、刑法犯全体で見ると昨今「凶悪犯」の占める比率が高くなっているが、全体が著しく減少している中での比率である。殺人に関しては以下[図4](#)のとおり人員でも人口比でも1970年半ば以降大きく減少したまま多少の増減で推移している。

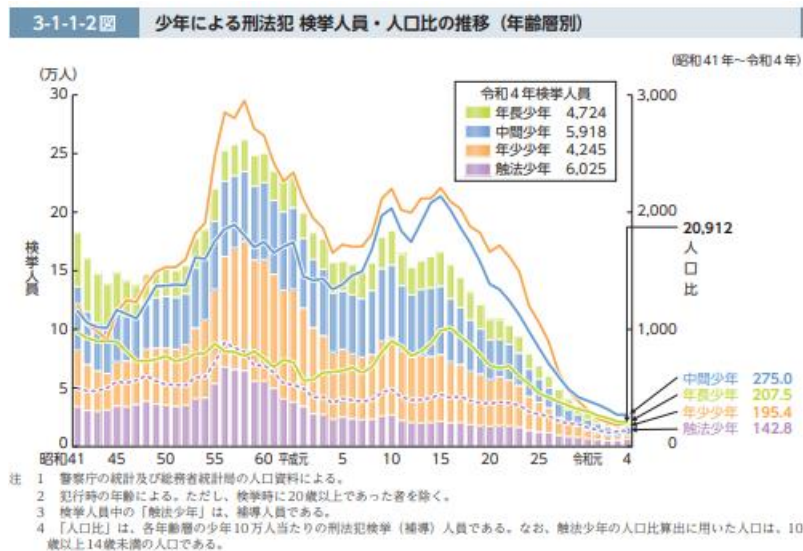
図4 殺人（未遂等含む）の検挙人員（暦年の犯罪白書より作成）・・・人口比は10歳以上の少年10万人当たりの数値



#### 4 低年齢化はあるのか 刑法犯検挙人員の年齢別人口比の推移

図5 のように、検挙人員も人口比でも年少少年（14歳と15歳）は以前より下がっているし、触法少年（14歳未満）も同様である。なお、後に登場する図7、表1も参照のこと

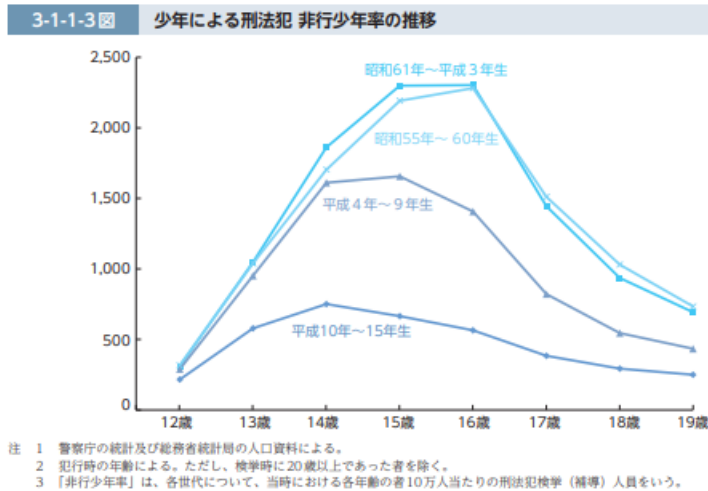
図5（犯罪白書 2023 年版 3-1-1-2 図）



ただ、次の「非行少年率」では昨今（1997年から2002年生）のピークは14歳になっているが・・・

## 5 非行少年率 非行のピーク

図 6



いつの時代でも、16 歳をすぎると急激に非行から遠ざかってきたが、昨今はその減り方が緩やかになっている

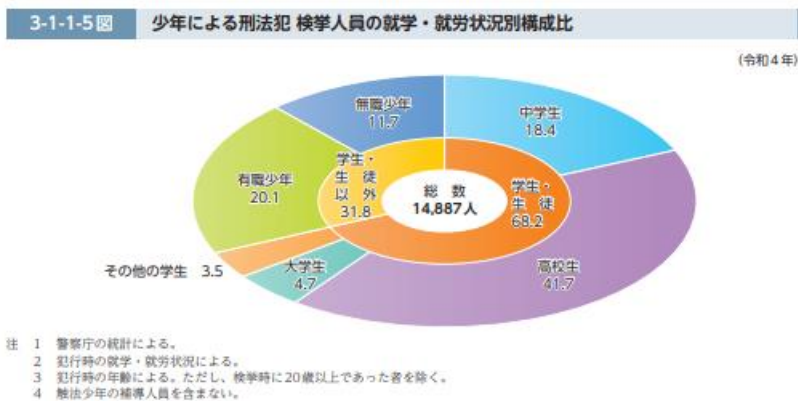
非行のピークは、以前は 14 歳だった。だが非行増大がピークになったところから 15 から 17 歳がピークに。そこからまた下がり、最近では 14 歳が（図 6 犯罪白書 2023 年版 3-1-1-3 図）。なお非行総数との関係は図 1 と対比されたい。だが、いつの時代でも 16 歳をすぎると急激に非行から遠ざかってきたが、昨今は減り方が緩やかになっている（図 6）。

## 7 就学・就労状況 教育程度

図 7 （犯罪白書 2023 年版 3-1-1-5 図）

### （3）就学・就労状況

令和 4 年における犯罪少年による刑法犯の検挙人員の就学・就労状況別構成比を見ると、3-1-1-5 図のとおりである。



1990 年に入り、それまでトップだった中学生にかわり、高校生がトップに（犯罪白書 2023 年版の 3-1-1-5 図・・・図 7）。その傾向は現在も同じだが、その後、中学生の増加、高校生の減少がみられるが再び上昇、高校生がトップ（ただし、これらには触法少年が入っていない）。また、就労別では以前は無職少年が多かったが、昨今は有職少年が多い。高等教育進学率 80%を超える<sup>2</sup>中、有職少年は中学

<sup>2</sup> 「令和 4 年度学校基本調査」によれば、18 歳人口に対する高等教育機関（大学[学部]・短期大学[本科]・高等専門学校 4 年生・専門学校）への進学率（83.8%）である。

卒・高校中退で働いていると思われる。格差社会が拡大する中、有職少年の比率の高さは学歴格差問題が潜んでいると思われる。表 2 は、少年院新収容者の教育程度を分析したものである。

**表 1** 少年による刑法犯検挙人員の就学就労状況別構成比（2021 年版犯罪白書とその後の犯罪白書を使用して作成）

|      | 総数<br>(人) | 中学生<br>(%) | 高校生<br>(%) | 大学生<br>(%) | その他の<br>学生 (%) | 有職少年<br>(%) | 無職少年<br>(%) |
|------|-----------|------------|------------|------------|----------------|-------------|-------------|
| 2005 | 123,715   | 27.8       | 43.3       | 4.6        | 3.4            | 9.1         | 11.9        |
| 2006 | 112,817   | 27.9       | 42.4       | 5.2        | 3.2            | 9.8         | 11.6        |
| 2007 | 103,224   | 29.6       | 41.4       | 5.2        | 2.8            | 10.2        | 11          |
| 2008 | 90,966    | 31         | 39.8       | 5          | 2.5            | 10.7        | 11          |
| 2009 | 90,282    | 33.2       | 38.6       | 4.8        | 2.2            | 9.2         | 11.9        |
| 2010 | 84,846    | 32.8       | 39.5       | 4.9        | 2.3            | 9.1         | 11.4        |
| 2011 | 77,696    | 33.1       | 39         | 4.7        | 2.3            | 9.5         | 11.4        |
| 2012 | 65,448    | 31.9       | 38.4       | 4.7        | 2.5            | 11.1        | 11.3        |
| 2013 | 56,469    | 32.7       | 37.2       | 4.2        | 2.3            | 12.3        | 11.2        |
| 2014 | 46,361    | 31.8       | 36.6       | 4.2        | 2.7            | 14.1        | 10.5        |
| 2015 | 38,921    | 28.1       | 37.7       | 4.9        | 2.5            | 15.9        | 10.9        |
| 2016 | 31,516    | 25.3       | 37.8       | 5.3        | 2.8            | 17.5        | 11.2        |
| 2017 | 26,792    | 23.2       | 38.1       | 5.7        | 2.9            | 18.4        | 11.7        |
| 2018 | 23,489    | 19.7       | 39         | 5.8        | 3.2            | 19.6        | 12.6        |
| 2019 | 19,914    | 17.2       | 40         | 5.9        | 3.3            | 21.4        | 12.2        |
| 2020 | 17,466    | 17.2       | 40.1       | 4.8        | 3.4            | 22.7        | 11.8        |
| 2021 | 14,816    | 17.6       | 40.7       | 4.9        | 3.5            | 21.6        | 11.7        |
| 2022 | 14,887    | 18.4       | 41.7       | 4.7        | 3.5            | 20.1        | 11.7        |

**表 2** 少年院新収容者教育程度（暦年の少年矯正統計年報より作成）

| 年    | 総数（人） | 中学校卒業      | 高校中退       |
|------|-------|------------|------------|
| 2017 | 2124  | 612 (28.5) | 803 (37.4) |
| 2018 | 2108  | 533 (25.3) | 862 (40.9) |
| 2019 | 1727  | 421 (24.4) | 693 (40.1) |
| 2020 | 1624  | 336 (20.7) | 708 (43.6) |
| 2021 | 1377  | 317 (23.0) | 558 (40.5) |
| 2022 | 1332  | 267 (20.0) | 544 (40.8) |

※「令和 4 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」によれば、「高校中退率」は 2001 年度までの 2.6% をピークに徐々に下がり傾向、2017 年度は 1.3%、2018 年度は 1.4%、2019 年度 1.3%、2020 年度 1.1%。だが 2021 年は 1.2%、2022 年は 1.4 に上昇。ただ全体の中退率からみて少年院収容者のその比率は抜きん出て高い。表にあるように「中学校卒業」の比率も高い。この数年中学校卒が減りながら高校中退比率はあまり変わらないという現象も出てきている。しかもいずれも（本表には未掲載だが）少年鑑別所より少年院新収容者の方がその比率が高い。非行の結果高校に進学できなかった、あるいは高校中退になったという事情も考え得るが、非行少年の家庭における貧困率の高さ（「少年鑑別所収容者」より「少年院収容者」の方が高い）をみると、非行と教育格差という事実を無視することはできない。

そして教育格差の背後にあるのが経済格差、貧困の問題である。

## 【参考資料】

表 3 少年院新収容者の生活程度等（暦年の少年矯正統計年報 26 表・22 表から作成）

|      |    | 総数   | 富裕       | 普通          | 貧困         | 不詳       | 実母のみ家庭<br>(構成比) |
|------|----|------|----------|-------------|------------|----------|-----------------|
| 2017 | 男  | 1999 | 67(3.4%) | 1416(70.8%) | 502(25.1%) | 14(0.7%) | 42.4%           |
|      | 女  | 148  | 5(3.4%)  | 97(65.6%)   | 42(28.4%)  | 4(2.7%)  | 43.9%           |
|      | 合計 | 2147 | 72(3.4%) | 1513(70.4%) | 544(25.3%) | 18(0.8%) | 42.5%           |
| 2018 | 男  | 1933 | 84(4.3%) | 1381(71.4%) | 454(23.5%) | 14(0.7%) | 40.0%           |
|      | 女  | 175  | 10(5.7%) | 111(63.4%)  | 52(29.7%)  | 2(1.1%)  | 42.9%           |
|      | 合計 | 2108 | 94(4.5%) | 1492(70.8%) | 506(24.0%) | 16(0.8%) | 42.1%           |
| 2019 | 男  | 1594 | 80(5.0%) | 1120(70.3%) | 379(23.8%) | 15(0.9%) | 39.6%           |
|      | 女  | 133  | 4(3.0%)  | 89(66.9%)   | 38(28.6%)  | 2(1.5%)  | 37.6%           |
|      | 合計 | 1727 | 84(4.9%) | 1209(70.0%) | 417(24.1%) | 17(1.1%) | 39.5%           |
| 2020 | 男  | 1487 | 80(5.4%) | 1066(71.7%) | 330(22.2%) | 11(0.7%) | 38.9%           |
|      | 女  | 137  | 4(2.9%)  | 91(66.4%)   | 40(29.2%)  | 2(0.7%)  | 41.6%           |
|      | 合計 | 1624 | 84(5.2%) | 1157(71.2%) | 370(22.8%) | 13(0.8%) | 39.1%           |
| 2021 | 男  | 1258 | 58(4.6%) | 914(72.7%)  | 276(21.9%) | 10(0.8%) | 40.10%          |
|      | 女  | 119  | 3(2.5%)  | 86(72.3%)   | 29(24.4%)  | 1(0.8%)  | 41.20%          |
|      | 合計 | 1377 | 61(4.4%) | 1000(72.3%) | 305(22.1%) | 11(0.8%) | 40.20%          |
| 2022 | 男  | 1203 | 75(6.2%) | 883(73.4%)  | 237(19.7%) | 8(0.7%)  | 43.00%          |
|      | 女  | 129  | 10(7.8%) | 86(66.7%)   | 32(24.8%)  | 1(0.8%)  | 42.60%          |
|      | 合計 | 1332 | 85(6.4%) | 969(72.7%)  | 269(20.2%) | 9(0.7%)  | 42.90%          |

●子どもの貧困率は 11.5%（厚生労働省「2022（令和 4）年国民生活基礎調査」2023 年 7 月）発表。2021 年時点の調査少年院収容者の貧困率は高い。

●少年鑑別所収容少年（掲載略）に比し少年院収容者の方が貧困層の比率が多い。このことは重い事件や非行性が深化した少年には貧困層が多いと推定される。

●特筆すべきは「母子世帯」の少年が多いことである。前掲厚生労働省の国民生活基礎調査同調査によれば、母子世帯は全体の約 1.0%である。母子世帯の貧困率はきわめて高い（内閣府「令和 3 年 子供の生活状況調査の分析 報告書」では母子世帯貧困率は 54.4%）。前掲厚生労働省の「国民生活基礎調査」にある相対的貧困率では「子どもがいる現役世代・大人が一人」世帯の貧困率は 44.5%となっている。少年院ないし少年鑑別所収容者の少年の貧困率は実際は表 3にある以上に高いと思われる。この調査にある「各種世帯の生活意識」では「苦しい」の割合は「母子世帯」は 75.2%とダントツに高い。

## 8 特定少年（非行当時 18 歳・19 歳）

20 歳未満の者は一律「少年」として取り扱われるが、そのうち 18 歳・19 歳の者は「特定少年」と位置づけられ、17 歳以下の少年とは区別して取り扱われることになり、2022 年 4 月から施行

・死刑又は無期若しくは短期 1 年以上の懲役若しくは禁固に当たる罪を犯した特定少年は原則逆送

➡逆走され起訴後は原則 20 歳以上と同じ扱い

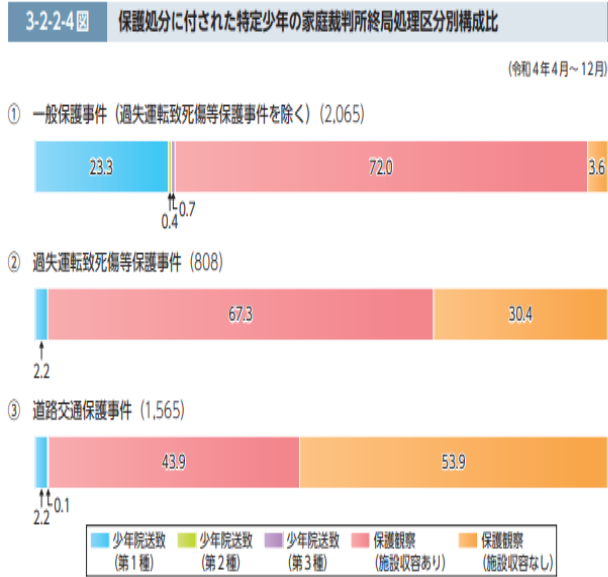
・特定少年に対する保護処分の内容やその期間は、「犯情の軽重を考慮」して決定されることが明文化

・特定少年に対する保護処分については、審判時に、保護観察は 6 ヶ月・2 年のいずれか、少年院送致は 3 年の範囲内で、期間が明示される

第 55 種少年院新設 ➡対象者は「2 年間の保護観察者で保護観察における遵守事項に対する重大な違反があり、本人の改善及び更生を図る ために少年院における処遇が必要とされる場合」（家庭裁判所は、2 年間の保護観察処分をする決定と同時に、1 年以下の範囲内において犯情の軽重を考慮して同項の決定により少年院に収容することができる期間を定める）



図 8 保護処分が付された特定少年の処理状況



注 1 司法統計年報による。  
2 「過失運転致死傷等保護事件」は、過失運転致死傷等（業務上（重）過失致死傷を含む）及び危険運転致死傷に係る少年保護事件である。  
3 「道路交通保護事件」は、道交違反に係る少年保護事件である。  
4 「保護観察（施設収容あり）」は、少年法64条1項2号の決定があった者であり、「保護観察（施設収容なし）」は、同項1号の決定があった者である。  
5 ( ) 内は、実人員である。

表 4 原則逆送対象事件の処理状況

3-2-2-6 表 原則逆送事件 家庭裁判所終局処理人員（罪名別、処理区分別）

(令和4年)

① 1～3月（故意致死）

| 罪 名     | 終局処理人員 | 検察官送致<br>(刑事処分相当) | 保護処分 | 少年院送致      |            |            | 保護観察 | 不処分 | 審判不開始 |
|---------|--------|-------------------|------|------------|------------|------------|------|-----|-------|
|         |        |                   |      | 第1種<br>少年院 | 第2種<br>少年院 | 第3種<br>少年院 |      |     |       |
| 総 数     | 3      | 3                 | —    | —          | —          | —          | —    | —   | —     |
| 殺 人     | 1      | 1                 | —    | —          | —          | —          | —    | —   | —     |
| 傷 害 致 死 | 1      | 1                 | —    | —          | —          | —          | —    | —   | —     |
| 危険運転致死  | 1      | 1                 | —    | —          | —          | —          | —    | —   | —     |

② 4～12月  
ア 故意致死（特定少年及び特定少年以外の少年）

| 罪 名        | 終局処理人員  | 検察官送致<br>(刑事処分相当) | 保護処分  | 少年院送致      |            |            | 保護観察 | 施設収容あり | 施設収容なし | 不処分 | 審判不開始 |
|------------|---------|-------------------|-------|------------|------------|------------|------|--------|--------|-----|-------|
|            |         |                   |       | 第1種<br>少年院 | 第2種<br>少年院 | 第3種<br>少年院 |      |        |        |     |       |
| 総 数        | 14 (11) | 9 (9)             | 5 (2) | 4 (2)      | —          | 1 (—)      | —    | (—)    | (—)    | —   | —     |
| 殺 人        | 2 (1)   | 1 (1)             | 1 (—) | —          | —          | 1 (—)      | —    | (—)    | (—)    | —   | —     |
| 傷 害 致 死    | 5 (3)   | 2 (2)             | 3 (1) | 3 (1)      | —          | —          | —    | (—)    | (—)    | —   | —     |
| 保護責任者遺棄等致死 | 1 (1)   | —                 | 1 (1) | 1 (1)      | —          | —          | —    | (—)    | (—)    | —   | —     |
| 強 姦 致 死    | 3 (3)   | 3 (3)             | —     | —          | —          | —          | —    | (—)    | (—)    | —   | —     |
| 危険運転致死     | 3 (3)   | 3 (3)             | —     | —          | —          | —          | —    | (—)    | (—)    | —   | —     |

イ 短期1年以上の罪（特定少年）

| 罪 名       | 終局処理人員 | 検察官送致<br>(刑事処分相当) | 保護処分 | 少年院送致      |            |            | 保護観察   |        | 不処分 | 審判不開始 |
|-----------|--------|-------------------|------|------------|------------|------------|--------|--------|-----|-------|
|           |        |                   |      | 第1種<br>少年院 | 第2種<br>少年院 | 第3種<br>少年院 | 施設収容あり | 施設収容なし |     |       |
| 総 数       | 41     | 20                | 19   | 13         | —          | 1          | 5      | —      | —   | 2     |
| 非営利性運送等致死 | 3      | —                 | 3    | 1          | —          | 1          | 1      | —      | —   | —     |
| 強 制 性 交 等 | 15     | 11                | 4    | 3          | —          | —          | 1      | —      | —   | —     |
| 強制わいせつ致傷  | 3      | 1                 | 2    | 2          | —          | —          | —      | —      | —   | —     |
| 強制わいせつ致傷  | 3      | 1                 | 2    | 1          | —          | —          | 1      | —      | —   | —     |
| 強 姦       | 3      | 1                 | 2    | 1          | —          | —          | 1      | —      | —   | —     |
| 強 姦 致 傷   | 8      | 5                 | 3    | 3          | —          | —          | —      | —      | —   | —     |
| そ の 他     | 6      | 1                 | 3    | 2          | —          | —          | 1      | —      | —   | 2     |

注 1 最高裁判所事務総局の資料及び司法統計年報による。  
2 「故意致死」は、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた事件の事件であり、その罪を犯すとき16歳以上の少年に係るものをいい、既遂に限る。  
3 「短期1年以上の罪」は、死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪の事件であり、その罪を犯すとき特定少年に係るものをいい、「故意致死」に該当するものを除く。  
4 「殺人」は、既遂に限る。  
5 「強制性交等」及び「強姦」は、結果的加重犯を含まない。  
6 「強制わいせつ致傷」は、刑法181条1項の非行のうち、被害者を傷害したものをいう。  
7 年齢超過による検察官送致を除く。  
8 ①は、少年法55条により地方裁判所から移送されたものを除く。  
9 ①は、令和4年1月1日から3月末までの人員であり、18歳以上の少年を含む。  
10 ②は、令和4年4月1日から12月末までの人員である。  
11 ②「ア 故意致死（特定少年及び特定少年以外の少年）」について、( ) 内は、内数であり、特定少年の人員である。  
12 ②の「保護観察」のうち、「施設収容あり」は、少年法64条1項2号の決定があった者であり、「施設収容なし」は、同項1号の決定があった者である。

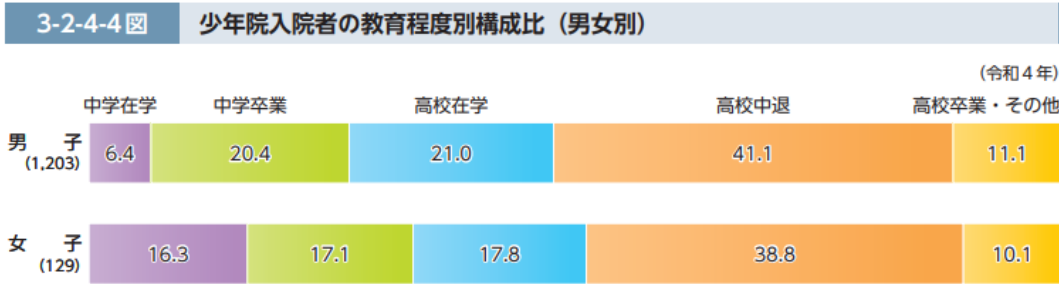
9 少年院入院者の教育程度・就学就労状況、そして被虐待経験（犯罪白書 2023 年版より）

教育格差と経済格差に関しては7も参照のこと

図 9

ウ 教育程度、就学・就労状況

3-2-4-4 図及び3-2-4-5 図は、令和4年における少年院入院者の教育程度別構成比及び就学・就労状況別構成比を、いずれも男女別に見たものである。



注 1 少年矯正統計年報による。  
2 教育程度は、非行時における最終学歴又は就学状況である。  
3 「その他」は、高等専門学校在学、大学（短期大学を含む。）在学・中退、専修学校在学・中退・卒業等である。  
4 ( ) 内は、実人員である。

図 10

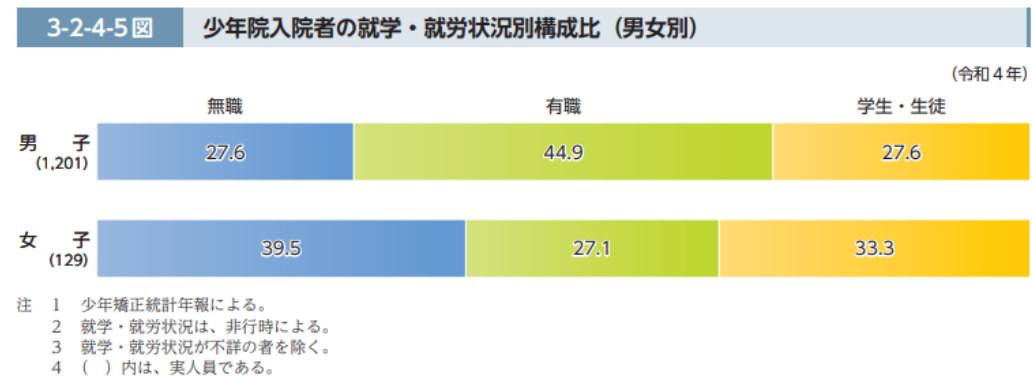
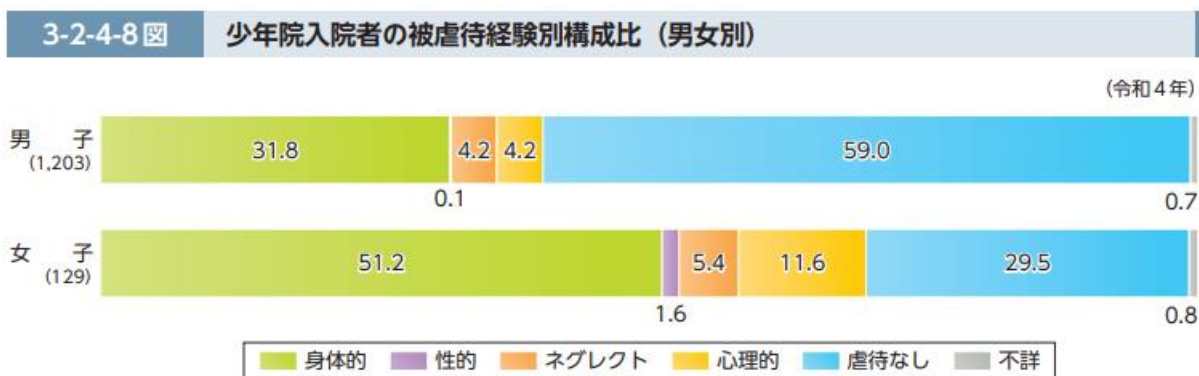


図 11



➡虐待と貧困との関係も論じられている(2009 年全国児童相談所長会〔編〕「全国児童相談所における家庭支援への取り組み状況調査」報告書)等

<http://www.zenjiso.org/wp-content/uploads/2015/02/acf05fb0c83d761bd6520db27c26eaa1.pdf>

## 10 再非行

### (1) 再非行少年率

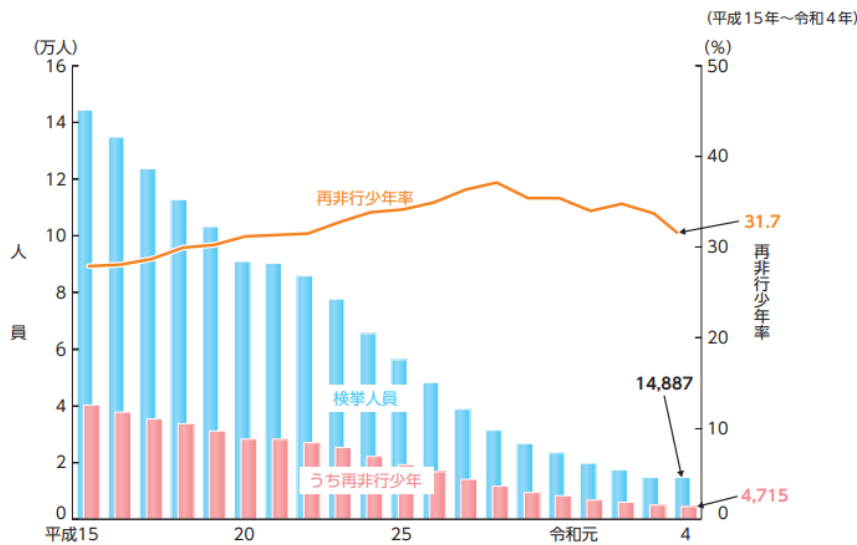
再非行少年率とは検挙人員に占める再非行少年の人員の比率

・・・昨今「少年の再犯率が高くなっている」とセンセーショナルに報道されたが、少年全体における再犯率が高くなったのではない。図 12 のように検挙される少年の人員が全体に減少しているからそのなかで再非行の少年の比率が増えているだけである。

図 12 (犯罪白書 2023 年版 5-5-1 図より)



5-5-1 図 少年の刑法犯 検挙人員中の再非行少年の人員・再非行少年率の推移



注 1 警察庁の統計による。  
2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。  
3 触法少年の補導員を含まない。  
4 「再非行少年」は、前に道路交通法違反を除く非行により検挙（補導）されたことがあり、再び検挙された少年をいう。  
5 「再非行少年率」は、少年の刑法犯検挙人員に占める再非行少年の人員の比率をいう。

(2) 保護観察対象少年の再処分率

ここでいう保護観察対象少年とは少年法 24 条の保護処分としての保護観察（1号観察）と少年院を仮退院した後収容期間の満了日まで、または本退院までの期間受ける保護観察（2号観察）の2種である。

表 5 保護観察対象少年の再処分率の推移（犯罪白書 2023 年版 5-5-6 表より）

5-5-6 表 保護観察対象少年の再処分率の推移

(平成25年～令和4年)

| 保護観察処分少年 |              |      |         |             |             |     |     |            |      |     |
|----------|--------------|------|---------|-------------|-------------|-----|-----|------------|------|-----|
| 年次       | 保護観察<br>終了人員 | 再処分率 | 処 分 内 容 |             |             |     |     |            |      |     |
|          |              |      | 懲役・禁錮   |             |             | 罰 金 |     | 少年院<br>送 致 | 保護観察 | その他 |
|          |              |      | 実 刑     | 一 部<br>執行猶予 | 全 部<br>執行猶予 | 一 般 | 交 通 |            |      |     |
| 25 年     | 14,333       | 17.6 | 0.1     | ---         | 0.4         | 0.3 | 0.6 | 8.6        | 7.5  | 0.1 |
| 26       | 13,782       | 16.4 | 0.2     | ---         | 0.4         | 0.2 | 0.6 | 8.1        | 6.8  | 0.1 |
| 27       | 13,213       | 17.1 | 0.2     | ---         | 0.6         | 0.2 | 0.6 | 8.1        | 7.3  | 0.1 |
| 28       | 11,728       | 17.5 | 0.2     | -           | 0.6         | 0.3 | 0.7 | 8.0        | 7.7  | 0.1 |
| 29       | 10,584       | 17.2 | 0.2     | -           | 0.5         | 0.2 | 0.7 | 8.3        | 7.1  | 0.2 |
| 30       | 9,533        | 16.5 | 0.2     | 0.0         | 0.6         | 0.3 | 0.6 | 8.1        | 6.5  | 0.2 |
| 元        | 8,556        | 16.8 | 0.2     | 0.0         | 0.8         | 0.2 | 0.7 | 7.6        | 7.1  | 0.2 |
| 2        | 7,659        | 16.3 | 0.2     | 0.0         | 0.6         | 0.3 | 0.7 | 7.9        | 6.3  | 0.2 |
| 3        | 7,570        | 16.1 | 0.2     | -           | 0.9         | 0.4 | 0.9 | 7.3        | 6.3  | 0.2 |
| 4        | 6,566        | 17.8 | 0.3     | 0.0         | 1.0         | 0.3 | 0.8 | 8.5        | 6.7  | 0.2 |

② 少年院仮退院者

| 年次   | 保護観察<br>終了人員 | 再処分率 | 処 分 内 容 |             |             |     |     |            |      |     |
|------|--------------|------|---------|-------------|-------------|-----|-----|------------|------|-----|
|      |              |      | 懲役・禁錮   |             |             | 罰 金 |     | 少年院<br>送 致 | 保護観察 | その他 |
|      |              |      | 実 刑     | 一 部<br>執行猶予 | 全 部<br>執行猶予 | 一 般 | 交 通 |            |      |     |
| 25 年 | 3,354        | 21.2 | 0.2     | ---         | 0.2         | 0.1 | 0.4 | 14.2       | 5.8  | 0.1 |
| 26   | 3,312        | 20.8 | 0.3     | ---         | 0.4         | 0.2 | 0.6 | 13.7       | 5.7  | -   |
| 27   | 3,250        | 20.4 | 0.1     | ---         | 0.3         | 0.1 | 0.8 | 12.8       | 6.2  | 0.1 |
| 28   | 3,169        | 22.0 | 0.1     | -           | 0.4         | 0.2 | 0.6 | 13.9       | 6.6  | 0.2 |
| 29   | 2,859        | 20.1 | -       | -           | 0.2         | -   | 0.8 | 13.4       | 5.5  | 0.1 |
| 30   | 2,672        | 20.4 | 0.1     | -           | 0.3         | 0.0 | 0.6 | 12.8       | 6.3  | 0.3 |
| 元    | 2,292        | 18.8 | 0.1     | -           | 0.1         | -   | 0.4 | 12.1       | 5.9  | 0.1 |
| 2    | 2,144        | 19.5 | 0.2     | -           | 0.2         | 0.0 | 0.4 | 13.5       | 5.0  | 0.0 |
| 3    | 1,808        | 17.5 | -       | -           | 0.1         | 0.1 | 0.6 | 11.8       | 5.0  | -   |
| 4    | 1,677        | 16.8 | 0.2     | -           | 0.2         | 0.2 | 0.7 | 10.1       | 5.1  | 0.2 |

注 1 保護統計年報による。  
2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察及び更生指導の対象者を除く。  
3 「再処分率」は、保護観察終了人員のうち、保護観察期間中に再非行・再犯により新たな保護処分又は刑事処分（施設送致申請による保護処分及び起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限る。）を受けた者の人員の占める比率をいう。「処分内容」の数値は、各処分内容別の再処分率である。  
4 「罰金」のうち、「交通」は、過失運転致死傷等（刑法211条に規定する罪については、車両の運転によるものに限る。）並びに交通関係4法令及び道路運送法の各違反によるものであり、「一般」は、それ以外の罪によるものである。  
5 「その他」は、拘留、科料、起訴猶予、児童自立支援施設・児童養護施設送致等である。

（3）少年院出院者の再入院率と再入院・刑事施設入所率

図 13 犯罪白書 2023 年版 5-5-4 図より

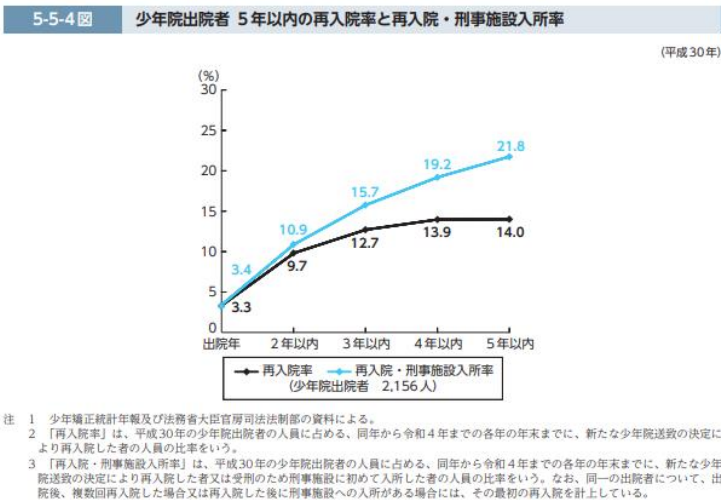
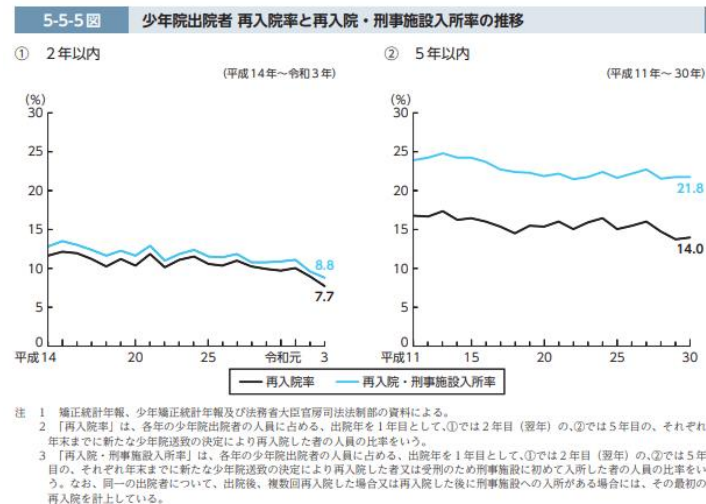


図 14 2年以内、5年以内の上記（犯罪白書 2023 年版 5-5-5 図より）



【参考】刑務所出所者の再入率（犯罪白書 2023 年版 5-3-6 図より）

